

## 大正大学教学 I R 推進部会規程

(趣旨)

第1条 大正大学(以下「本学」という。)における教学 IR の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、学長の下に教学 IR 推進部会(以下「部会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規程における教学 IR とは、本学の教育・研究及び学生支援に関連する計画の策定及び改善のための意思決定に資する情報の収集・分析・研究をいう。

(部会の機能)

第3条 部会は、次の事項を職務とする。

- (1) 教学 IR の推進に関する事項
- (2) 教学 IR の適正な運用に関する事項
- (3) 学生及び本学関係者等の調査の企画・立案・実施・集計・分析・データ蓄積・情報共有等に関する事項
- (4) 学部・研究科等の調査の企画・立案・実施・集計・分析・データ蓄積・情報共有等に関する事項
- (5) その他学長の求める事項

(部会長, 副部会長)

第4条 部会に部会長, 副部会長を置く。

2 部会長は、学長をもって充て、副部会長は、部会長の指名する副学長を充てる。

(部会の構成)

第5条 部会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長 2名
- (3) 学部長 1名
- (4) 学長補佐 1名
- (5) エンrollment・マネジメント研究所長
- (6) 総合政策部長
- (7) その他学長が指名する者

2 委員の任期は、その役職の在任期間とする。

3 第3号及び第4号の委員は、部会長が指名する。

4 第7号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(部会長の代理)

第6条 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した副部会長が、部会長の職務を代理する。

(運営)

第7条 部会は、部会長が招集し、副部会長が議長となる。

2 部会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3 部会長は、部会で決定した事項について、総合政策会議に報告し、承認を求めるものとする。

4 部会は、特定事項の調査の企画・立案・実施・集計・分析・データ蓄積・情報共有等実施するため、分科会を置くことができる。

5 部会は、必要と認める場合は、第5条に定める構成員に加えて部会長が指名する教職員を出席させ、拡大部会を開催することができる。

6 この規程に定めるもののほか、部会、分科会及び拡大部会の設置・運営・開催等に関して必要な事項は、部会が定める。

(管掌)

第8条 この規程の事務管掌は、総合政策部総合政策・広報課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総合政策会議が行う。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。